

群馬県適正化通信 NO.119(平成30年7月号)

平成30年10月1日“自動車点検基準”及び“貨物自動車運送事業輸送安全規則”の一部が改正されます

- ・ 大型自動車のスペアタイヤ等について3か月ごとの定期点検が義務づけ
- ・ 整備管理者の研修通知が廃止

☆ スペアタイヤ等の点検（平成30年10月1日から）

国土交通省では、昨年10月岡山県内の中国自動車道で発生したスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、大型トラック（車両総重量8t以上）に備えるスペアタイヤ及びツールボックスの取付状態等について、定期点検項目に下記3項目を追加しました。

- ① スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ② スペアタイヤの取付状態
- ③ ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

* スペアタイヤ取付装置の点検は、タイヤを取り外して行いますが、トランクルームに搭載されているスペアタイヤは取付装置がないため点検の対象外となります。

☆ 整備管理者の研修通知廃止（平成31年度から廃止）

これまで、地方運輸局長から研修を行う旨の通知を行っていましたが、当該通知が廃止れることになりましたので、対象となる整備管理者は忘れずに受講をお願いします。

- * （一社）群馬県トラック協会では、協会員の方には従来どおり通知します。
- * 毎年11月に渋川、太田、高崎、前橋の各会場で整備管理者選任後研修を実施します。

～貨物自動車運送事業輸送安全規則 第15条：整備管理者の研修（改正後）～

貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第50条第1項の規定により選任した整備管理者であって次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

- ① 整備管理者として新たに選任した者
- ② 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

《注意事項》

整備管理者は、2年に1回の研修が義務付けられていますが、同研修は年度（4月から翌年3月まで）における受講であり、平成29年1月に受講した場合は、平成28年度の受講となりますので、次回は平成30年度に受講しなければなりません。

不明な点は、お気軽に適正化指導員にお尋ねください。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関
電話 027-212-8821